1　平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二万二千八百六十一トン
二　冷凍牛肉　二万八千五百九十九トン
2　平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　一万二千三百六十五トン
二　冷凍牛肉　一万千三百四十九トン

○財務省告示第百五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。
平成二十九年五月三十一日
財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　豚肉等　六万九千四十二トン
二　生きている豚及び豚肉等　六万九千四十九トン

○財務省告示第百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。
平成二十九年五月三十一日
財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　一万四百六十六トン
二　冷凍牛肉　一万六千九百七十九トン

○財務省告示第百五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。
平成二十九年五月三十一日
財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年六月一日

○財務省告示第百五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。
平成二十九年五月三十一日
財務大臣　麻生　太郎

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る輸入基準数量は、平成二十九年度につき、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十八年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン
二　冷凍牛肉　三十三万四千四百八十九トン
2　関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
一　生鮮等牛肉　十四万二千八百六十八トン
二　冷凍牛肉　十四万五百五十六トン

○財務省告示第百六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。
平成二十九年五月三十一日
財務大臣　麻生　太郎

八十九万八千六百十三トン

○文部科学省告示第八十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定による昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年五月三十一日
文部科学大臣　松野　博一

第四条の見出しを「（修業年限等）」に改め、同条に次の一項を加える。
2　準備教育課程の始期及び終期は、具体的に定めるものとする。
第五条第一項中「基礎教科を外国語並びに数学、地理歴史及び公民のうち少なくとも一教科をもって編成する」を「地理歴史又は公民をもって理科に代える」に改め、同条第二項中「高等学校学習指導要領」の下に「（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）」を加える。
第六条第一項中「九百二十時間」を「九百二十単位時間」に改め、同条第二項中「百二十時間」を「百二十単位時間」に、「八百時間」を「八百単位時間」に改め、同項の次に次の三項を加える。
3　前項に規定する授業時数のうち日本語に係るものについては、日本語教育に係るものは七百六十単位時間以上とし、日本事情に係るものは四十単位時間以上とする。
4　準備教育課程の授業における一単位時間は、四十五分以上とする。
5　準備教育課程の授業は、主として昼間において行われるものとする。
第九条第一項中「学校教育法施行規則」の下に「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を加え、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
第七条第一項各号に掲げる学校等は、その開設する準備教育課程について学則中に記載するものとする。
第十一条第二項中「教員」の下に「（常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「（常勤の長が教員を兼ねる場合には、当該長を含む。以下同じ。）」を削り、同項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4　基礎教科の教員は、日本語の教員と兼ねることができる。
5　準備教育施設には、教育上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。ただし、第二項及び第三項に掲げる教員数には、当該教員を含まないこととする。
第十三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。
二　学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを三百十五時間以上受講した者
三　公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験に合格した者
第十三条第二項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。
第十四条に次の一項を加える。
2　生活指導担当者は、専任教員又は事務職員がこれを兼ねることができる。
第十五条中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。
第十九条第三項に次のただし書を加える。
ただし、同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上とする。
附則第二項及び第三項中「一般社団法人」を「公益社団法人」に、「一般財団法人」を「公益財団法人」に改め、附則第五項中「第四項」を「第六項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十五号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件）は、同日をもって廃止する。
平成二十九年五月三十一日
文部科学大臣　松野　博一

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課に備え置いて縦覧に供するとともに、文部科学省ホームページに掲載する。）